二の1の(二)の(イ)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(ロ)」を「(ハ)」に改め、二の1の(二)の(ロ)を二の1の(二)の(ハ)に改め、二の1の(二)の(イ)の次に次のように加える。

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の1の(三)の(イ)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(ロ)」を「(ハ)」に改め、二の1の(三)の(ロ)を二の1の(三)の(ハ)に改め、二の1の(三)の(イ)の次に次のように加える。

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一年間千三百円

○国土交通省告示第三百七号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千五百七十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成十二年建設省告示第千五百七十八号の一部を改正する告示

平成十二年建設省告示第千五百七十八号の一部を次のように改正する。

二の1の(一)の(イ)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(ロ)」を「(ハ)」に改め、二の1の(一)の(ロ)を二の1の(一)の(ハ)に改め、二の1の(一)の(イ)の次に次のように加える。

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

二の1の(二)の(イ)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(ロ)」を「(ハ)」に改め、二の1の(二)の(ロ)を二の1の(二)の(ハ)に改め、二の1の(二)の(イ)の次に次のように加える。

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

二の1の(三)の(イ)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(ロ)」を「(ハ)」に改め、二の1の(三)の(ロ)を二の1の(三)の(ハ)に改め、二の1の(三)の(イ)の次に次のように加える。

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一年間千三百円

○国土交通省告示第三百八号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を改正する告示

平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を次のように改正する。

一の1の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、一の1の(二)を一の1の(三)とし、一の1の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回百円

一の2の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、一の2の(二)を一の2の(三)とし、一の2の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回百円

一の3の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、一の3の(二)を一の3の(三)とし、一の3の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間千円

○国土交通省告示第三百九号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十四年国土交通省告示第百二十九号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成十四年国土交通省告示第百二十九号の一部を改正する告示

平成十四年国土交通省告示第百二十九号の一部を次のように改正する。

一の1中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「2」を「3」に改め、一の2を一の3とし、一の1の次に次のように加える。

2　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の1中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「2」を「3」に改め、二の2を二の3とし、二の1の次に次のように加える。

2　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

三の1中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「2」を「3」に改め、三の2を三の3とし、三の1の次に次のように加える。

2　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百十号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規

定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百九十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成十六年国土交通省告示第七百九十七号の一部を改正する告示

平成十六年国土交通省告示第七百九十七号の一部を次のように改正する。

一の1中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「2」を「3」に改め、一の2を一の3とし、一の1の次に次のように加える。

2　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の1中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「2」を「3」に改め、二の2を二の3とし、二の1の次に次のように加える。

2　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

三の1中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「2」を「3」に改め、三の2を三の3とし、三の1の次に次のように加える。

2　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百十一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第一号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を次のように改正する。

表国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の項中「

文化庁	高松塚古墳仮整備地保存・活用施設
奈良県	特別史跡平城宮跡保存整備施設
	自転車道

」を「

文化庁	高松塚古墳仮整備地保存・活用施設
福岡市	野球場、駐車場及び園路
	野外活動拠点施設

」に改め、同表海の中道海浜公園の項中「

福岡市	野球場、駐車場及び園路

」を「

福岡市	野球場、駐車場及び園路
	野外活動拠点施設

」に改める。

○海上保安庁告示第九十二号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行に伴い、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十五条第二項の規定に基づき、海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰